

## 事業再生計画の概要

### 第1 対象事業者の概要

#### 1 会社の概要

##### 会社の沿革

明治初期	当地にて創業
昭和 27 年5 月	有限会社釜屋旅館設立
昭和 41 年 10 月	別館新築
昭和 49 年3 月	現代表者 小林資夫代表取締役就任（創業者から 4 代目）
昭和 59 年10 月	愛山荘新築
平成 1 年12 月	板屋ホテルから楽山荘を購入 （1997 年まで旅館として使用その後社員寮に転用）
平成 2 年10 月	木造本館を取壊。現在の本館を建築し新装オープン
平成 9 年8 月	釜屋ガーデンハウス新築

##### 資本金・出資状況

(ア) 資本金（平成 16 年 3 月末現在）

10 百万円

(イ) 総出資口数（平成 16 年 3 月末現在）

1,000 口

(ウ) 主要株主（平成 16 年 3 月末現在）

出 資 者	属 性	所有口数	出資比率
小林 資夫	代表取締役	500 口	50%
小林 ナミ	取締役（女将）	120 口	12%
小林 雅彦	取締役（専務）	100 口	10%
小林 カツ	取締役	130 口	13%

##### 本社・事業所

本社 栃木県日光市湯元 2 5 4 8 番地

## 経営者

代表取締役社長	小林 資夫
取締役専務	小林 雅彦
取締役	小林 ナミ
取締役	小林 良一
取締役	小林 一夫

## 従業員の状況（平成 16 年 10 月末現在）

従業員数 37 名（正社員 28 名、パート 9 名）

## 企業グループ（関連会社）

なし

## 2 事業の概要

### 事業内容

#### 温泉旅館事業

対象事業者は、日光国立公園内、奥日光湯元温泉において、77 室を保有する学生団体客、修学旅行客を主力とした旅館「湯守釜屋旅館」を営んでいる。

## 3 財務内容

平成 16 年 3 月期

売上高：	427 百万円
営業利益：	29 百万円
経常利益：	29 百万円
当期利益：	29 百万円
借入金総額：	2,027 百万円

## 4 主要債権者

足利銀行等

## 第 2 支援申込みに至った経緯

(1) 奥日光湯元の老舗旅館として従来より学生主体の営業を行っていたが、一般客へのニーズにも対応できるようにするため、平成 2 年 10 月に総工費 15 億円をかけ現在の「本館」を建築。さらに平成 9 年 8 月には、旅行料金の低価格化という顧客嗜好の変化に対応するため、エコノミータイプの館として約 2 億円をかけ「ガーデンハウス」を建築。しかしながらいずれも効果的な集客に結びつかず計

画未達が続き、過剰債務を抱えることとなった。

- (2) 銀行の指導のもと、経費圧縮・資金繰り管理等継続的に実施するほか、平成 15 年 3 月には「中期経営改善計画」を再度策定し、段階的な経営改善を志向した。平成 16 年 3 月期は概ね計画どおりの収益は確保したものの、主として経費削減努力によるものであった。今後営業継続する上で、相応の設備投資の実行および根本的な過剰債務問題の解決がなされない限り抜本的な再生は不可能と判断し、足利銀行と共に産業再生機構へ持込をするに至った。

### 第 3 事業計画等の概要

#### 1 事業計画

##### 事業の方針

豊富な湯量、特徴のある「乳白色の硫黄泉」の泉質や、自然環境の美しさを強みとした『癒しのある旅館』として、各種体験学習企画等非日常的なやすらぎ、好奇心を提供する旅館を目指す。

##### 施設の方針

- ・ 老朽化の激しい社員寮（楽山荘）を取り壊し、別館を耐震補強の上社員寮に転用し、3 館体制（本館・愛山荘・ガーデンハウス）で営業する。
- ・ 湯元温泉地区の『ランドマーク』的な存在となる大型露天風呂を新設することにより、対象事業者の魅力向上と同時に、地区全体の認知度、集客力増加を図る。

##### 組織運営体制

- ・ 新取締役会の構成は、外部招聘予定の代表取締役および非常勤取締役 2 名の計 3 名体制を予定。
- ・ (株)旅館マネジメントサポートの指導のもと近代的な経営管理体制の確立・ガバナンス強化を目指す。

#### 2 企業再編（ストラクチャー）

対象事業者は、100%減資をしたのち、民間投資家及び産業再生機構より 70 百万円の出資を受ける予定。

また、130 百万円の転換社債を発行し、民間投資家及び産業再生機構が引き受ける予定。

産業活力再生特別措置法（産活法）の申請を行う予定。

#### 3 金融支援の概要

関係金融機関に対し、総額約 16 億円の金融支援を要請する。

#### 4 事業再生計画の予想計数

	平成 16 年 3 月期 (実績値)	平成 20 年 3 月期
売上高：	427 百万円	488 百万円
営業利益：	29 百万円	46 百万円

#### 第 4 支援基準適合性

##### 1 生産性向上基準

本件事業再生計画の実施により、有形固定資産回転率が 5% 以上向上すると見込まれ、生産性向上基準を満たす。

##### 2 財務健全化基準

本件事業再生計画の実施により、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は 10 倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることが見込まれ、財務健全化基準を満たす。

##### 3 清算価値との比較

本件事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値は、対象事業者を清算した場合の債権の価値を上回るものと見込まれる。

##### 4 3 年以内のリファイナンス等の可能性

事業再生計画の実施により、対象事業者の財務状況は大幅に改善する見込であり、その後も安定したキャッシュフローの確保が見込まれるため、リファイナンスは十分に可能である。

##### 5 過剰供給構造の解消との関係

本計画の遂行により、「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第 15 条に規定する「過剰供給構造の解消を妨げるもの」に該当しないものと判断される。

##### 6 労働組合との協議の状況

対象事業者に労働組合はないため、今後直ちに従業員代表と話し合いの機会を持ち、本計画について労使間で協議する予定である。

#### 第 5 経営者の責任

経営者の責任を明確にするため、現取締役は全員退任する。

## 第6 株主の責任

100%減資の上、全株式の無償消却を行う。

以 上